

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県の身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県知事

公表日

令和5年9月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者手帳を必要とされた方に身体障害者福祉法に基づき、手帳の交付を行う。 1. 新規交付申請に関する事務 2. 再交付申請に関する事務 3. 氏名、居住地の変更に関する事務 4. 返還に関する事務
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、身体障害者手帳システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の11の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報提供] ・番号法第19条第8号 別表第二の10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条及び第59条の2 [情報照会] ・なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人情報総合窓口 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県健康福祉部障害福祉課 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	[情報提供] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、2	[情報提供] ・番号法第19条第7号 別表第二の10、14、1	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当た
平成29年10月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	身体障害者更生相談所長 川口 祐司	身体障害者更生相談所長 伊藤 真治	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当た
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当た
平成29年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当た
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当た
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当た
平成31年4月1日	様式	平成30年5月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当た
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当た
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当た
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当た
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当た
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当た
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	[情報提供] ・番号法第19条第7号	[情報提供] ・番号法第19条第8号	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当た
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当た
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年3月31日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当た
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当た